

議題

テーマ提言について

項目

今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、今回の企業会計基準諮問会議において受け付けた新規テーマである「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて」の概要をお示しするとともに、テーマ提言の方向性に関する事務局の分析及び対応案をお示しすることを目的としている。

II. テーマ提案書

提案者:金融庁

(テーマ)

資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

近年、金融のデジタル化が進む中で、法定通貨と価値を連動させたステーブルコインを用いた取引が海外において増加しており、将来的に幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性とともに、国際的に利用者保護やマネロン上の課題が指摘されていること等を踏まえ、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号、以下「改正法」という。）において、広く送金・決済手段として用いられるステーブルコインの取引を行う事業者について必要な規律を導入することとしている。

いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものについて、「電子決済手段」と定義し、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入し、必要な規制の整備を行っているところ。

具体的には、改正後の資金決済法第 2 条第 5 項において、「電子決済手段」として、

- ・不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（第 1・2 号）
- ・特定信託受益権（金銭信託による受益権であって、信託財産の全部が預貯金により管理されているもの）（第 3 号）
- ・これらに準ずるもの（第 4 号）

を規定しているところ。

電子決済手段については、価格の安定した電子的な決済手段である点で、預金や電子マネーと類似するものの、新たに法律上定義される財産的価値であり、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されていることから、改正法の施行まで

に会計上の取扱いを整備することが必要であり、本テーマを提案した次第である。

(具体的内容)

1. 「電子決済手段」のうち、第1・2号の電子決済手段及び第3号の特定信託受益権については、法定通貨による償還が約されたものであり、価格変動が想定されない。このような「電子決済手段」を発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。
2. 他方、「電子決済手段」のうち、第4号に該当するものについては、法定通貨による償還が約されておらず、現行法上は「暗号資産」に該当するものの、今後、決済手段として幅広く利用されるようになった場合に内閣府令に指定することによって「電子決済手段」に該当するものが想定されている。このような「電子決済手段」を発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。
3. 改正法施行への対応の観点から、上記「1」については、改正法の施行日までに実務対応報告を公表いただけるようご検討をお願いしたい。ただし、上記「2」については、その検討に時間を要することが見込まれる場合には、上記「1」とは分離して継続検討としていただきたい。

III. テーマアップ要件

2. テーマアップの要件に関する分析は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

国際的にいわゆるステーブルコインを用いた取引が増加傾向にあり、我が国においても、改正法の施行後において、取引が広がった場合、広範な影響が生じる可能性がある。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

(1)のとおり、広範な影響が生じる可能性があり、作成者、利用者及び監査人¹のいずれにも一定のニーズが存在するものと考えられる。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

次項以降でお示しする。

¹ 企業会計基準委員会が2022年3月15日に公表した「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対して、監査人から「今後のビジネスにおいて、いわゆるステーブルコインを利用した取引が期待されているのであれば、合わせて基準を開発する必要があると考えます。」とのコメントが寄せられている。

- (4) 会計基準レベルのものではないか。

本提案の対象となる「電子決済手段」は、実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）の対象となる「暗号資産」や、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」（以下「実務対応報告公開草案第63号」という。）において対象とすることを提案している「電子記録移転有価証券表示権利等」と同様に、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値として定義されており、これらに関連するテーマであると考えられるため、実務対応レベルとすることが考えられる。

- (5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

次項以降で分析をお示しする。

IV. 会計処理に関する事務局の分析

3. 改正法における「電子決済手段」について、テーマ提案書では次の3つに区分して記載されており、それぞれの会計的な性質について、次項以降で検討を行う。

(1) 不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（改正後の資金決済法第2条第5項第1号及び第2号。以下「第一号及び第二号電子決済手段」という。）

(2) 特定信託受益権（金銭信託による受益権であって、信託財産の全部が預貯金により管理されているもの）（同項第3号。以下「第三号電子決済手段」という。）

(3) これらに準ずるもの（同項第4号。以下「第四号電子決済手段」という。）

（第一号及び第二号電子決済手段）

4. 第一号及び第二号電子決済手段については、実務対応報告第38号の対象となる「暗号資産」と同様に、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値と定義されている一方で、第一号及び第二号電子決済手段はその財産的価値が通貨建資産²に限定さ

² 改正後の資金決済法第2条第7項では「通貨建資産」について「本邦通貨若しくは外国通貨をもつ

れており（暗号資産についてはその範囲から通貨建資産は除かれている³）、権利の内容が明確であると考えられる。

すなわち、第一号及び第二号電子決済手段については法定通貨等をもって債務の履行等が行われる点で、金融商品⁴（金銭債権）に該当すると考えられ、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等が適用されることになると考えられる。

（第三号電子決済手段（特定信託受益権））

5. 第三号電子決済手段についても、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値であるが、信託財産の全部が預貯金により管理されている金銭信託による受益権であり、金融商品（金銭信託）に該当すると考えられ、金融商品会計基準等が適用されることになると考えられる。

（第四号電子決済手段）

6. 第四号電子決済手段については、第一号から第三号電子決済手段に準ずるものとして内閣府令で定めるものとされているが、現時点においては当該内閣府令が公表されておらず、具体的な要件や経済的な性質は明らかになっていない。

この点、テーマ提案書においては、「法定通貨による償還が約されておらず、現行法上は『暗号資産』に該当するものの、今後、決済手段として幅広く利用されるようになった場合に内閣府令に指定することによって『電子決済手段』に該当するものが想定されている」とされており、第四号電子決済手段については「暗号資産」と類似の性格を有する

て表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。」と定義されている。

³ 電子記録移転有価証券表示権利等についても電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値と定義されているが、金融商品取引法上のみなし有価証券がこれに該当することになり、有価証券については第一号及び第二号電子決済手段から除かれている。

⁴ 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第3項では、金融商品は「一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約（株式その他の出資証券に化体表章される契約である。）」と定義されており、同第4項では「金融資産」は「現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である。」とされている。

可能性があると考えられる。

(小 括)

7. 前項までの分析を踏まえると、第一号から第三号電子決済手段については、基本的に金融商品会計基準等の既存の会計基準等に従った会計処理の整理が可能であると考えられる。ただし、送金、決済手段として広く流通する可能性がある点や、電子情報処理組織を用いて移転することとされている点を踏まえると、次の点が論点になると考えられる。
 - (1) 送金や決済手段として用いられる点や、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約することが想定されている点から、預金と同様に現金同等物として取り扱うか否かが論点になると考えられる。
 - (2) 海外におけるいわゆるステーブルコインを用いた取引では、市場価額が存在している場合がある。仮に市場価額が法定通貨の価額から乖離することが見込まれるような場合に、時価評価の対象とするか否かが論点になると考えられる。また、仮に時価評価の対象としなかった場合においても、貸倒引当金等の評価減の対象とするか否かが論点となると考えられる。
 - (3) 「電子記録移転有価証券表示権利等」においては、既存のみなし有価証券との差は、いわゆるブロックチェーン技術等(電子情報処理組織)を用いるか否かのみであるとした上で、売買に係る事例が限定的であることから、発生及び消滅の認識について別途の定めを設けることを提案している(実務対応報告公開草案第63号第26項及び第36項)。第一号から第三号電子決済手段についても、電子情報処理組織を用いて移転することとされている点は同様であり、発生及び消滅の認識時点について論点となると考えられる。
8. また、第四号電子決済手段については、現時点においては、会計的な性質が明らかではなく、内閣府令の内容が公表されるまでは、基準開発を行うことが困難であると考えられる。

仮に、第四号電子決済手段の会計的な性質が、「暗号資産」に類似するものである場合、第一号から第三号電子決済手段とは会計的な性質が異なると考えられ、別途検討することが考えられる。

V. テーマ提言の方向性

9. 上記の分析のとおり、電子決済手段については、今後、取引が広がった場合、基準開発についての一定のニーズがあると考えられる。一方で、その会計的な性質についての状況が第一号から第三号電子決済手段と第四号電子決済手段とで異なることから、それぞれについて次のように取扱いを分けた上で、企業会計基準委員会の新規テーマとして提言してはどうか。
- (1) まず、第一号から第三号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行う。
- (2) 第四号電子決済手段については、内閣府令の内容が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、(1)の検討に含めるのか、(1)とは切り離して別途検討を行うのかを判断する。

ディスカッション・ポイント

新規テーマについての事務局の分析及びテーマ提言の方向性について、ご意見を伺いたい。

以 上